

諮問番号：令和2年度 諮問第9号

答申番号：令和2年度 答申第12号

## 答 申 書

### 第1 本審査会の結論

裁決についての「本件請求を棄却する」との審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

(1) 請求人の現居宅への転居後、処分庁の補助機関である担当者（以下「担当者」という。）が、請求人宅を訪問した際に、請求人は担当者に、請求人の長男（以下「長男」という。）が被害者となったひき逃げ事故（以下「本件事故」という。）に係る慰謝料の件を報告している上、自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）第71条に基づく自動車損害賠償保障事業（以下「政府保障事業」という。）の請求窓口である○から受領した損害填補金（以下「本件填補金」という。）の内訳は「政府の自動車損害賠償保障事業の損害のてん補額に対する照会について（回答）」（令和2年2月7日付け国土交通省自動車局保障制度参事官室長通知。以下「本件填補金回答書」という。）で初めて知った事実であるから、処分庁が不正受給と判断したことに納得できない。

(2) 処分庁が令和2年6月5日付け札○保一第78008号により行った、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条第1項の規定に基づく費用徴収処分（以下「本件処分」という。）における徴収額（以下「本件徴収額」という。）の決定に当たり、自転車等の物的損害の回復に係る費用、通院に要したタクシー代及び通院に要した日数分の慰謝料が本件填補金から控除されていないことに納得できない。

#### 2 処分庁（札幌市○区保健福祉部長）の主張の要旨

(1) 請求人の転居後に担当者が行った2度の請求人宅への訪問の際に、請求人が慰謝料を受領した旨の報告をした事実はなく、また、請求人は、本件填補金の受領

を届け出なかったことを自認しているほか、担当者の訪問後も請求人は本件填補金を受領した口座（以下「本件口座」という。）について虚偽の届出をしており、請求人が担当者に本件填補金の受領を報告したとの主張に信用性がない。

また、請求人は、法第 61 条に規定する届出義務を十分に理解していたものといえるにもかかわらず、本件填補金を受領した直後に提出した収入申告書に、本件填補金について記載しない等の行為がみられることから、請求人は、不正な手段により法による保護（以下「保護」という。）を受けていたものと認めざるを得ない。

- (2) 法第 78 条を適用する場合においては、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすることとなっているところ、本件事故による物的損害の回復に係る費用は本件填補金を得るために要した必要最小限の実費と認めることはできない。

また、通院費は国土交通省において、長男が負った傷害の状態等から、本件事故当日の帰路以外は、通院時のタクシー利用が必要かつ妥当と認められないものと判断し、公共交通機関の利用金額で算定しているものと解されるとともに、長男の受診した医療機関の診療報酬明細書に記載された病名からも、請求人の長男がタクシーを利用しなければ通院できなかった事実を確認することはできないことから、通院費として支給されなかったタクシー代は、本件填補金を得るための必要最小限の実費と認めることはできない。

- (3) 以上のとおり、本件処分は法令等に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不当な点はなく、請求人の主張には理由がない。

### 第 3 審理員意見書の要旨及び審理員審理の経過

#### 1 審理員意見書の要旨

##### (1) 事案の概要

ア 平成 15 年 9 月、請求人が処分庁に保護を申請し、保護が開始されたこと。

イ 平成 15 年 11 月、担当者が、請求人に対し、収入があったときは速やかに届出をする必要があり、当該収入には補償金も含まれる旨記載された「生活保護のしおり」を交付し、法の趣旨について説明を行ったこと。

ウ 平成 18 年 10 月及び平成 19 年 10 月、処分庁が請求人に対し、収入があったときはすぐに届出をする義務があり、当該収入には賠償金や慰謝料も含まれる

旨記載された「生活保護のしおり」(ダイジェスト)を送付したこと。

エ 平成 24 年 11 月、処分庁は、平成 24 年度収入調査において判明した請求人の無届の稼働収入について、法第 78 条の規定に基づき徴収決定するとともに、法第 27 条第 1 項の規定に基づき収入の届出義務に係る指導指示書(札○保一第 273234 号。以下「本件指示書」という。)を発行したこと。

オ 平成 25 年 1 月、担当者が請求人に対し、本件指示書を提示して説明したところ、請求人は本件指示書の内容の説明を受けたとして、本件指示書の写しに記名、押印し、処分庁に提出したこと。

カ 平成 26 年 3 月及び平成 27 年 3 月、処分庁が請求人に対し、前記ウと同様の内容が記載された「生活保護のしおり」(ダイジェスト)を送付したこと。

キ 平成 30 年 10 月、医療機関から担当者に電話があり、担当者は、当該医療機関から、長男が同年 9 月 23 日に本件事故に遭ったこと、長男の治療に係る医療費の支払いについては、請求人が政府保障事業を利用すると申し出ていることを聴取したこと。

ク 平成 30 年 12 月、担当者は、請求人宅を訪問した際に、請求人に対して、長男に変わったことがないか確認したが、請求人は長男に変わったことは何もないと申し立てたこと。

ケ 平成 31 年 4 月、請求人が処分庁に「資産申告書」を提出し、当該申告書には本件口座に係る記載があったこと。

コ 令和元年 7 月、損害保険料率算出機構(以下「機構」という。)から処分庁に電話があり、担当者が、本件事故について聴取したこと。

サ 令和元年 7 月、担当者は、請求人宅を訪問し、請求人に対して、機構から本件事故について聴取したことを伝えたところ、請求人は、担当者に対し、本件事故の事実を認め、政府保障事業を利用していると申し出たこと。また、担当者は、請求人に対し、政府保障事業の手続が完了し、政府保障事業による損害填補金(以下「損害填補金」という。)の入金があった場合は、処分庁に申告するよう指導したこと。

シ 令和元年 11 月、請求人が現居宅に転居したこと。

ス 令和元年 12 月、担当者は、請求人宅を訪問し、請求人に対し、政府保障事業による医療機関等への支払状況を確認したところ、請求人は、担当者に対し

て、機構から医療機関への支払は終了しているとの報告を受けたと説明したこと。また、担当者は、請求人に対し、損害填補金の入金があった場合は、挙証書類を添えて、処分庁に必ず申告するよう指導したこと。

その際、請求人が、処分庁に対して、「1 稼働収入」の欄に長男の氏名及び当月分見込額を、「2 年金等収入」の欄に請求人の氏名及び受給している年金等の種類を（誤記載あり）、「5 無収入」の欄に請求人の氏名及び収入がない理由をそれぞれ記載した「収入（無収入）申告書」を提出したこと。

セ 令和2年2月、担当者は、請求人宅を訪問し、請求人から、本件填補金の内訳書及び長男が受診した医療機関の診療報酬明細書を受領したが、当該内訳書には、治療費、文書料及び通院費の内訳が記載されていたものの、発行元が不明で、支払先や支払日の記載がなかったことから、担当者は、請求人に対し、機構から支払先や支払日等の事実関係が分かる書類を取り寄せ、処分庁に提出するよう指導したこと。

その際、請求人は、処分庁に対して、本件口座について、前記ケの「資産申告書」に記載した金額と同額を記載した「資産申告書」を提出したが、通帳を紛失しているため、後日、通帳を再発行するか、口座を解約するかした上で、処分庁に残高を挙証する書類を提出すると申し立てたこと。

ソ 令和2年2月、担当者は、請求人に対して、前記セで提出のあった内訳書では、本件填補金の全容が分からないため、処分庁が調査することを説明した上で、当該調査に係る同意書の提出を求めたところ、請求人は調査を拒否し、処分庁に同意書を提出することを拒んだこと。

タ 令和2年3月、処分庁は、○に対し、法第29条第1項の規定に基づく報告の求めを行ったこと。

チ 令和2年3月12日、処分庁は、前記タの報告の求めに対する回答書を受領し、本件口座に令和元年10月24日に本件填補金が振り込まれていること及び同月28日に本件口座の全額が引き出され、解約されていることを確認したこと。

同日、請求人から、担当者に対して、機構から本件填補金の内訳が記載された書類を受け取ったこと及び本件填補金が振り込まれた事実があったことについて申出があったこと。

ツ 令和2年3月、請求人の長男から本件填補金回答書を受領した担当者は、請求人に電話し、事実確認を行ったところ、請求人は、担当者に対し、国土交通省の担当職員から本件填補金の受領について処分庁に届出する必要はないと助言を受けたため、処分庁に本件填補金の受領について届出しなかったと申し立てたこと。

また、請求人は、担当者に対し、受領した本件填補金のうち、治療費等は医療機関に支払済みであり、慰謝料については、転居の際に家財道具等を買替えたり、生活費等に充てたため、消費済みであると申し立てたこと。

テ 令和2年3月、請求人と長男が処分庁の窓口に来庁し、請求人は、処分庁の地区担当査察指導員に対し、本件填補金の受領を届け出なかった理由は、本件事故の対応に当たった関係者から処分庁への届出は不要との教示を受けたためであると申し立てたこと。

ト 令和2年4月、処分庁はケース診断会議を行い、法第78条第1項の規定に基づき、本件填補金のうち、実際に要した必要最小限の経費を除く金額（慰謝料の全額）を徴収する等の結論を得たこと。

ナ 令和2年4月13日、処分庁は、法第78条第1項の規定による費用徴収処分（同日付け札○保一第78004号。以下「前処分」という。）を行ったこと。

ニ 令和2年6月5日、処分庁は、前処分の通知書に記載した不正受給期間に誤りがあったため、前処分を取り消し、同日付けで本件処分を行ったこと。

なお、令和元年10月24日（本件填補金が請求人に対し支払われた日）から令和2年3月11日（請求人が本件填補金の受領を認めた日の前日）までの間に処分庁が請求人に対して支給した保護費（法第70条第1号イの保護費をいう。以下同じ。）は、本件徴収額を超えている。

ヌ 令和2年6月15日、請求人は、本件処分に係る審査請求を行ったこと。

## (2) 判断

ア 請求人は、届出をすればその分の保護費が支給されず、又は減額となり得ることを認識し、これを避けるためにあえて本件填補金について届出を行わなかったものと処分庁が認定したことは不合理とはいえず、請求人は、正に「不正受給の意図」を持って積極的に虚偽の事実を申し立てるとともに、消極的に事実を故意に隠蔽したものとして、本件填補金について法第78条第1項の規定

を適用した処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

イ 請求人に対して支払われた本件填補金には、自転車等の物的損害に対する補償は含まれていないほか、法第78条を適用する場合の控除については、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきであると示されていることから、当該物的損害について、本件填補金を得るために要した必要最小限の実費と認めることはできないとして控除しなかった処分庁の判断に、違法又は不当な点は見当たらない。

ウ 国においては、本件事故当日の帰宅分を除き、通院時のタクシー利用が必要かつ妥当と認められないものと判断し、通院費を公共交通機関利用として認定したものと解され、また、処分庁において、長男の受診した医療機関の診療報酬明細書に記載された病名から、長男がタクシーを利用しなければ通院できなかった事実を確認できなかったことを踏まえると、処分庁が、本件処分を行った時点において、通院費として支給されなかったタクシー代を、本件填補金を得るための必要最小限の実費として認定せず、国の認定による通院費を必要経費として算定したことに違法又は不当な点は認められない。

エ 治療費、文書料、通院費等の実費を控除した上で、通院に要した日数分を含む慰謝料の全額について法第78条第1項の規定に基づき徴収することとした処分庁の判断に、違法又は不当な点は認められない。

## 2 審理員審理の経過（日付は、令和2年）

7月13日	審査庁（札幌市長）が、請求人がした審査請求に係る審理員2名を指名し、その旨を審理関係人に通知
8月11日	処分庁が、審理員宛てに弁明書を提出
9月17日	口頭意見陳述の実施
9月30日	審理手続の終結（審理関係人に対し、審理手続を終結した旨及び審理員意見書等を審査庁に提出する予定時期を通知）
10月7日	審理員意見書を事件記録等と共に審査庁に提出

## 第4 裁決書案の要旨

前記第3の1(2)と同旨である。

## 第5 本審査会調査審議の経過（日付は、令和2年及び令和3年）

11月24日	審査庁が、本審査会に諮問
1月15日	第1回調査審議（令和2年度第10回札幌市行政不服審査会）
1月21日	口頭意見陳述の実施・第2回調査審議（令和2年度第11回札幌市行政不服審査会）

## 第6 本審査会の判断の理由

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件とし（法第4条第1項）、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものであり、最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであって、かつ、これを超えないものでなければならない（法第8条第1項及び第2項）。したがって、法第4条第1項にいう「その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの」及び法第8条第1項にいう「その者の金銭又は物品」とは、被保護者が、その最低限度の生活を維持するために活用することができる一切の財産的価値を有するものを含むと解されると判示されている（平成20年2月4日札幌地方裁判所判決）。

また、法第78条の規定に基づく事務を含む法の規定に基づく事務（一部を除く。）については、法第84条の5及び別表第三並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第10項及び別表第一の規定により、同条第9項第1号に規定する第一号法定受託事務であるとされているところ、同法第245条の9第1項及び第3項の規定に基づき、当該第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）が定められている。

そして、この次官通知において、保険金その他の臨時的収入については、その額（受領するために交通費等を必要とする場合は、その必要経費の額を控除した額）が世帯合算8,000円（月額）を超える場合は、その超える額を収入として認定すること（次官通知第8の3(2)エ(イ)）とされているとともに、災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額については収入として認定しないこととされている（同(3)オ）。

裁判例においても、交通事故の慰謝料として受け取った補償金について、慰謝料は

精神的損害を填補するために支払われるものであるが、財産的損害の場合と異なり、財産的利益が減少しているわけではないから、そのような損害を被ったことにより生活水準が低下するわけではないとして、慰謝料を収入として認定することが最低限度の生活を保障するという法の目的に反するということとはできないと判示されている（平成13年9月7日大阪地方裁判所判決）。

ところで、法第78条第1項においては、「不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収する（中略）ことができる」と規定されている。

この点、「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）によると、同項の「不実の申請その他不正な手段」とは、「積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる」（同通知Ⅳ4(Ⅰ)）とされているほか、不正受給として同項の規定によることが妥当であると考えられる具体的な状況として、①届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらずそれに応じなかったとき（同(2)ウ(ア)）、②届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき（同(イ)）、③届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行ったようなとき（同(ウ)）、④保護の実施機関の課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書等の内容が虚偽であることが判明したとき（同(エ)）が例示されている。

そして、法第78条による徴収額は、不正受給額を全額決定するものであり、法第63条のような実施機関の裁量の余地はないものとされており（生活保護問答集について（平成21年3月31日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問13-22）、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適当ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきであると示されている（問答集問13-23）。

判例においても、次官通知第8の3(4)により勤労に伴う必要経費として認定する基礎控除についてであるが、法第78条は保護の制度をその悪用から守ることを目的として、所定の徴収権を付与する趣旨の規定と解されるから、被保護者がその収入の



状況を偽って不正に保護を受けた場合には、当該収入のうち被保護者がその最低限度の生活の維持のために活用すべきであった部分に相当する額は、広く同条に基づく徴収の対象となるものと解すべきであるとした上で、勤労収入について適正な届出をせずに不正に保護を受けた者に対する同条による徴収額の算定に当たり、当該勤労収入に対応する基礎控除の額に相当する額を控除しないことが違法であるとはいえないと解するのが相当であると判示されている（平成30年12月18日最高裁判所判決）。

そこで、本件について見ると、処分庁が請求人に対し、補償金や賠償金、慰謝料等を含む収入の届出の義務があること、支給される保護費は収入に応じるものであること及び各種届出をせずに保護費を多く受け取った場合は当該保護費を返還しなければならないことが記載された「生活保護のしおり」（ダイジェスト版を含む。）を定期的に送付しているとともに、請求人は、収入の届出義務に係る本件指示書が交付された際に本件指示書の内容の説明を受けたとして、本件指示書の写しに記名、押印し、処分庁に提出しているほか、損害填補金が入金された際には処分庁に申告するよう指導されていることが認められる。

しかしながら、請求人は、本件填補金の入金後、本件填補金に含まれている治療費等を医療機関に支払うなど、本件填補金が入金されたことを認識しているにもかかわらず、家財道具等の購入費や生活費等に充てるなどしてこれを消費しながら、令和元年12月及び令和2年2月に処分庁に提出した「収入（無収入）申告書」に本件填補金を記載しなかったことが認められる。

また、令和元年10月24日に本件填補金が入金された本件口座について、同月28日に入金額全額を引き出し、本件口座を解約したにもかかわらず、令和2年2月に処分庁に提出した「資産申告書」において、本件口座は未使用であり残高に変動がなく存在するものとして、前年度と同額の残高を記載したほか、本件口座の通帳について、担当者に対して、転居の際に紛失をした旨申し立てたことが認められる。

さらに、令和2年3月に担当者が請求人に電話連絡した際及び請求人らが処分庁の窓口に来庁した際に、請求人は処分庁に対して本件填補金について申告がなかったことを認め、その理由として、政府保証事業を所管する国土交通省の担当職員から処分庁に事実関係は言わなくてもいいのではと言われた、などと申し立てていることが認められる。

ところで、請求人は、現居宅に転居後、担当者が請求人宅を訪問した際に、担当者

に慰謝料の件を報告しているため、処分庁が不正受給と判断したことに納得できないと主張しており、前記第3の1(1)ス及びセのとおり、担当者が請求人宅を訪問した際に、損害填補金に関するやり取りがあり、本件填補金回答書の一部と思われる書類を提出していることが認められる。

しかしながら、当該本件填補金回答書の一部と思われる書類は、治療費、文書料及び通院費の内訳のみが記載されたものであり、慰謝料を含む本件填補金の総額や本件填補金の受領の事実を示す記載はなく、発行元すら分からないものであった。

また、担当者が請求人宅を訪問した際に請求人が提出した「収入(無収入)申告書」には、請求人が本件填補金を受領したことを示す事実が記載されているものと認めることはできないものであり、その他の担当者による家庭訪問や請求人に対して電話連絡した際の記録、その後の処分庁の対応等からも、これらの家庭訪問の際に請求人が本件填補金の入金の実を報告したと認めることはできない。

これらを総合的に判断すると、請求人は、本件填補金の内訳を認識するか否かにかかわらず、本件填補金の入金があったことを認識した時点で本件填補金について届け出なければならないところ、これを届け出なかったものであり、これは、本件填補金について届け出た場合にはその分の保護費が支給されず、又は既に支給された保護費を返還しなければならないことを認識し、これを避けるためにあえて事実を届け出ず、虚偽の内容で届出を行ったものと評価されるものであり、法第78条第1項の「不実の申請その他不正な手段」に該当し、これにより保護を受けたものとして、本件填補金について同項の規定を適用した処分庁の判断に不合理な点は認められない。

次に、請求人は、本件徴収額の決定に当たり、本件事故による自転車等の破損に伴う物的損害の回復に係る費用、通院に要したタクシー代及び通院日数分の慰謝料が控除されていないことに納得できないと主張していることが認められる。

この点、自転車等の破損に伴う物的損害の回復に係る費用については、仮に請求人が本件填補金を適正に届け出ていた場合は、次官通知第8の3(3)オにより収入として認定しない取扱いについて検討する余地が認められるところである。また、通院日数分の慰謝料については、前記大阪地裁判決に照らすと、慰謝料であることのみをもって収入として認定しない取扱いが認められるものではないと解されるものであるが、仮に本件填補金を適正に届け出ていた場合であって、その使用目的が自立更生に当てられるものと認められるときは、収入として認定しない取扱いが認められるもの

である。しかしながら、前記のとおり、本件填補金については、請求人から適正に届出があったものと認めることはできない。

したがって、前記最高裁判決において示された法第 78 条の規定の趣旨を踏まえると、本件徴収額の決定に当たり、本件事故による自転車等の破損に伴う物的損害の回復に係る費用及び通院日数分の慰謝料を控除しなかった処分庁の判断に、違法又は不当な点は認められない。

次に、請求人は、長男が通院した日数分のタクシー代について、必要経費として認定することを求めており、令和 2 年 9 月 16 日付けで担当医が作成した診断書においては、通院時は歩行困難でタクシーの利用が必要であった旨記載されている。

しかしながら、本件填補金の内訳について見ると、交通費については、救急搬送された医療機関からの帰宅分のみタクシーを利用した金額で認定されているものの、それ以降の通院に関しては、タクシーではなく、全て公共交通機関を利用した場合の金額で認定されている。このことは、国においては、本件事故当日の帰宅分を除き、通院時のタクシー利用が必要かつ妥当と認められないものと判断し、通院費を公共交通機関利用として認定したものと解される。また、処分庁においては、長男の受診した医療機関の診療報酬明細書に記載された病名（請求人が提出した診断書に記載された病名が全て含まれている。）から、長男がタクシーを利用しなければ通院できなかった事実を確認できなかったことが認められる。

これらを踏まえると、処分庁が、通院費として支給されなかったタクシー代を、本件填補金を得るための必要最小限の実費として認定せず、国の認定による通院費を必要経費として算定したことに違法又は不当な点は認められない。

なお、請求人は、長男の通院にタクシーを利用することを担当者が承知していた旨の主張をしていることが認められるが、長男の本件事故に係る通院は平成 31 年 1 月に終了しているところ、請求人が本件事故の事実を担当者に対し認めたのは令和元年 7 月に担当者が請求人宅を訪問した際のことであり、また、担当者が平成 30 年 12 月に請求人宅を訪問した際には長男について変わったことは何もないと申し立てるなど、令和元年 7 月よりも前の時点で請求人と担当者間で本件事故についてやり取りがあったものと認めることはできず、請求人の主張は失当である。

その他、本件処分にこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、また、審理員の審理手続についても、適正なものとして認められる。

よって、本審査会としては、前記第1のとおり結論付ける。

札幌市行政不服審査会

委員(会長)	岸 本 太 樹
委員	林 賢 一
委員	片 桐 由 喜